

## 4. 認証を受けるには？

所定の申請書(様式1、様式2)に必要な事項を記入の上、エコ通勤に関する取組を実施していることを証明する資料を添付し、各地方の窓口へ提出(持参または郵送)して下さい。

国内の事業所(行政機関を含む)のうち、以下の基準を満たした事業所が対象となっています。

認証基準	記入項目
①エコ通勤推進担当者が指名されていること	様式1「エコ通勤推進担当者」
②従業員の通勤実態を把握していること	様式1「従業員の通勤実態について」
③エコ通勤に関する具体的な取組みを実施していること	様式1「エコ通勤に資する取組みについて」
④エコ通勤プランが作成されていること	様式2「エコ通勤プラン」

申請書の入手は、事務局及び地方窓口(国土交通省運輸局等)にお問い合わせください。

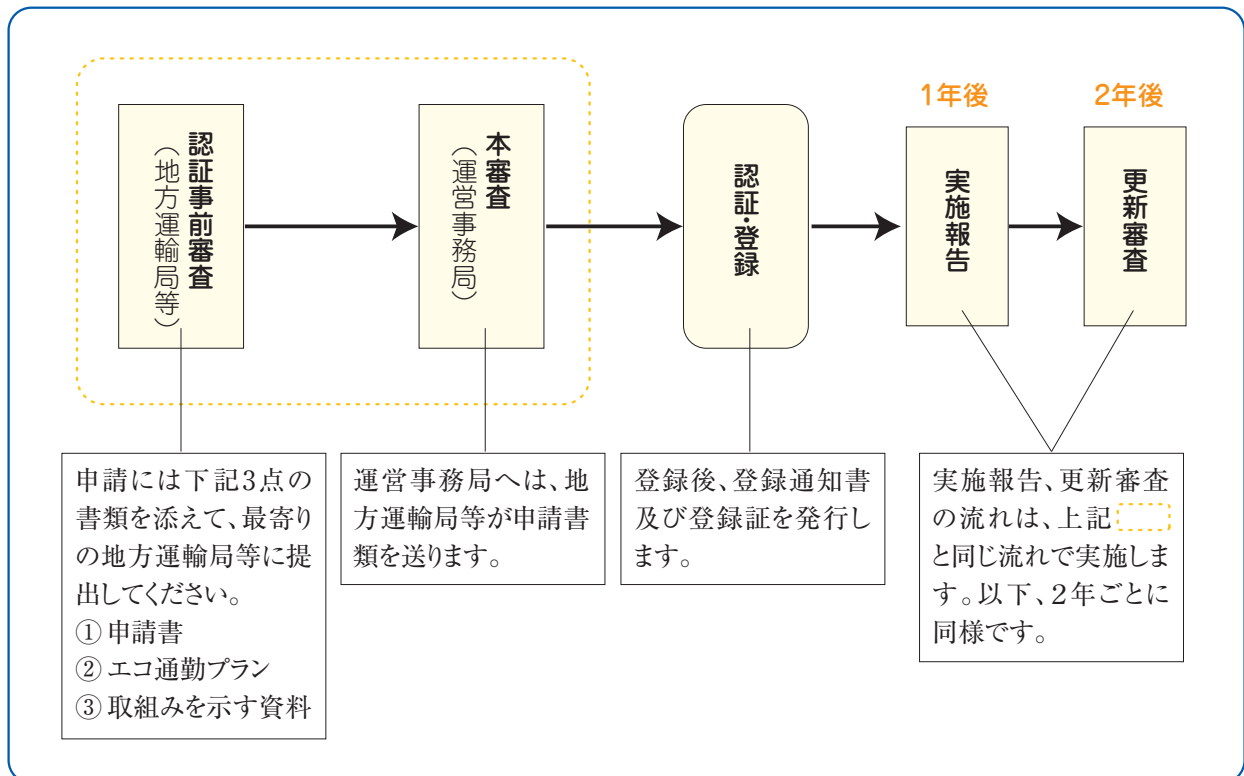
認証制度ホームページ

(<http://www.ecomo.or.jp/environment/ecommuters/application.html>)  
からもダウンロードできます(記入例を含む。)

The image shows two forms side-by-side. The left form is '様式1 エコ通勤推進担当者等申請書' (Form 1: Eco Commuter Promotion Staff Application Form). It includes fields for applicant name, address, and a section for describing eco-commuting measures. The right form is '様式2 エコ通勤プラン' (Form 2: Eco Commuter Plan). It has sections for describing the plan's goals, implementation status, and future plans.

申請書(様式1、様式2)

### 《手続きの流れ》



## ○「エコ通勤に関する具体的な取組み」とは

エコ通勤優良事業所認証制度では、下記(1)もしくは(2)の取組みを実施していることが必要です。ただし、(2)の場合は、(1)の取組みと(2)の取組みの各々一つ以上を実施していることが必要です。なお、取組みの実施を証明する添付資料も必要です。

### (1) 従業員に対するコミュニケーション・アンケート

(個々の従業員の交通行動の転換を促すことをねらったアンケート)の実施

※コミュニケーション・アンケートの見本及び実施方法は、「エコ通勤ポータルサイト」(<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/ecommuters/index.html>)へ。



コミュニケーション・アンケートの例

### (2) コミュニケーション・アンケート以外の取組み

#### 1) 従業員に対するエコ通勤の呼びかけ(例:公共交通情報の提供、チラシの配布、等)

実施項目	具体的内容
エコ通勤の呼びかけ	① パンフレットやメールの配布
	② 公共交通の情報を提供
	③ 研修会の実施
	④ その他

#### 2) その他エコ通勤に資する取組み(例:エコ通勤を促す通勤制度、自転車通勤の奨励、等)

実施項目	具体的内容
エコ通勤を促す通勤制度の実施	① マイカー通勤の禁止(一定の条件に限る場合を含む)
	② 相乗り制度の導入
	③ 時差出勤制度の導入
	④ 徒歩通勤者への補助制度の導入
	⑤ その他
自転車通勤の奨励	⑥ 自転車通勤者への補助制度の導入
	⑦ 駐輪場の設置
	⑧ レンタサイクルの導入
	⑨ 更衣室やシャワールームの設置
駐車場の削減	⑩ その他
	⑪ 従業員用駐車場の有料化
通勤バスの導入	⑫ その他
	⑬ 自社所有のバスによる送迎
	⑭ バス事業者への運行委託
在宅勤務制度の導入	⑮ その他
	⑯ 在宅勤務制度の導入
その他	⑰ その他

## エコ通勤に関する取組みについて

社団法人土木学会と国土交通省では、「エコ通勤」に取り組む際の手引き(「エコ通勤」の手引き)を作成しています。

エコ通勤の手引きは、「エコ通勤ポータルサイト」

(<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/ecommuters/index.html>)からダウンロードして入手することができます。

